障がい児通所支援事業者の
指定申請の手引き

【障がい児通所支援】

- 児童発達支援
- 放課後等デイサービス
- 居宅訪問型児童発達支援
- 保育所等訪問支援

令和８年（2026 年）11 月 改訂版

吹田市福祉部　福祉指導監査室

（注意）
- 本手引きは今後の制度改正や運用の変更等により、随時、内容の一部を修正する場合があります。
- 本手引きの内容は、福祉指導監査室が所管している指定障がい児通所支援に関するものです。記載内容の解釈や運用の詳細については、指定担当者の指示に従って下さい。

※障害者総合支援法に基づく「指定障がい福祉サービス事業所等の手続き」については、「障がい福祉サービス事業者等の指定・登録申請の手引き」をご覧ください。

【障がい児通所支援の種類と内容】

⇒　第二種社会福祉事業［社会福祉法第２条第３項第２号に規定］

<table>
<tr><th colspan="2">種　類</th><th>内容</th><th>児童福祉法</th></tr>
<tr><td rowspan="4">障がい児通所支援</td><td rowspan="2">児童発達支援
・児童発達支援センター
・センター以外のもの</td><td rowspan="2">未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作及び知識技能を習得、集団生活への適応のための支援等を行う。</td><td>センター
第43条</td></tr>
<tr><td>センター以外
第６条の２の２
第２項</td></tr>
<tr><td>放課後等デイサービス</td><td>学校に通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休業中において生活能力向上のための支援、社会との交流の促進等の支援を行う。</td><td>第６条の２の２
第３項</td></tr>
<tr><td>居宅訪問型児童発達支援</td><td>重度の障がいの状態などの障がい児に対して、外出することが著しく困難な場合に、当該障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援等を行う。</td><td>第６条の２の２
第４項</td></tr>
<tr><td>保育所等訪問支援</td><td>保育所等に通う障がい児に対して、当該施設を訪問し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。</td><td>第６条の２の２
第５項</td></tr>
</table>

★☆★☆★☆★☆★☆★☆ 目次 ★☆★☆★☆★☆★☆★☆

【障がい児通所支援の種類と内容】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

Ⅰ はじめに

１ 障がい児通所支援の利用の仕組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ３

２ 障がい児通所支援事業を行う者の指定の基準

３ 他法令の遵守について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４

４ 市町村等との事前調整

Ⅱ 指定申請について

１ 指定申請のスケジュール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７

２ 事前協議について

３ 指定申請について

Ⅲ 指定基準等について

１ 根拠法令等一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８

２ 障がい児通所支援の形態について（多機能型とは）

３ 障がい児通所支援の人員・設備基準等について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９

（１）共通の基準 ① 人員配置基準

② 設備基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

③ 最低定員 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

【特例的な取り扱い】

（２）支援の種類ごとの個別基準 ①児童発達支援・放課後等デイサービス ・・・・・・・・・ 13

②児童発達支援センター ・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

③共生型児童発達支援・共生型放課後等デイサービス ・・ 15

④居宅訪問型児童発達支援 ・・・・・・・・・・・・・・・ 16

⑤保育所等訪問支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

Ⅳ その他必要な手続き

１ 指定更新について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

２ 変更届・障がい児給付費算定届について

３ 休止・再開・廃止届について

４ 福祉・介護職員等処遇改善加算に関連する届について

５ 障害福祉サービス等情報公表制度について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

６ 自己評価結果等の公表について

７ 支援プログラムの作成・公表について

Ⅴ 児童発達支援管理責任者の要件について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験内容及び必要年数について ・・・・・・・・・・ 21

Ⅵ 障がい児通所支援事業Q&A

◎ 人員基準関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

◎ 設備基準関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25

◎ 運営基準関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

◎ 加算について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

Ⅶ 制度解説資料

１ 従業員の配置について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

２ 人員配置基準（重症心身障がい児対象）

３ 人員配置基準（主に重症心身障がい児以外）

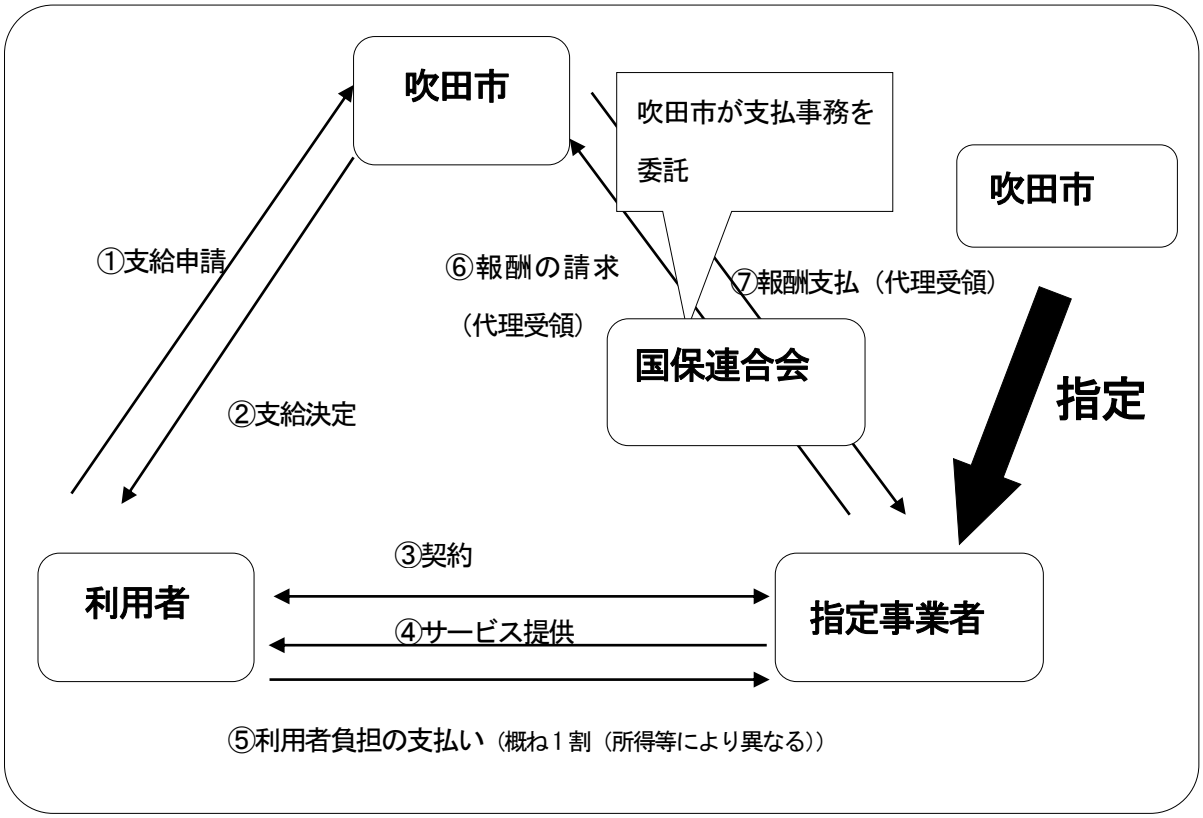
４ 人員配置に関する加算について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

Ⅰ　はじめに

障がい児通所支援事業を提供する事業者は、児童福祉法第21条の５の15等の規定に基づき、事業所が所在する都道府県知事（指定都市、中核市においては当該市長）の指定を受ける必要があります。

※　吹田市は、令和２年４月から中核市に移行し、大阪府から指定業務を引き継ぎました。

１　障がい児通所支援の利用の仕組み



２　障がい児通所支援事業を行う者の指定の基準

障がい児通所支援事業所として指定を受けるには、市の条例で定める基準を満たすことが必要です。サービス種類毎に、以下の３つの視点から指定基準等が定められています。また、指定後も指定基準等を満たしている必要があります。

★人員基準　・・・　従業者の知識・技能・人員配置等に関する基準
★設備基準　・・・　事業所に必要な設備等に関する基準
★運営基準　・・・　サービス提供にあたって事業所が行わなければならない事項や留意すべき事項など事業を実施する上で求められる運営上の基準

※ 指定が受けられない場合

① 申請者が**法人**でないとき。
　→ 法人格を持たない団体は、株式会社・ＮＰＯ法人等の法人格を取得する必要があります。
② 事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が条例で定める基準を満たしていないとき。（人員基準）

③ 申請者が、設備及び運営等に関する基準に従って適正な運営ができないと認められるとき。
→ 指定基準を満たす必要があります。（設備基準・運営基準）
④ 申請者が、指定を取り消されてから５年を経過しない者であるとき。等

３　他法令の遵守について

障がい児通所支援事業を行うために指定申請を行う場合、様々な関係法令があり、指定申請前に確認しておくべきことがあります。各所管庁に事前に相談のうえ改善を行ってください。

また、事業者は「公的サービス」を提供するものであり、公明正大な運営が求められます。当然のこととして各種の法令やルールを遵守しなければなりません。「知らなかった」では済まされないこともありますので、事業をスタートさせる前に十分に各種法令の確認を行い、理解する必要があります。

下記「４」の内容については事前の確認を必ず行ってください。

４　市町村等との事前調整

（１）障がい児支援のニーズ等の確認

障がい児支援事業が必要量に達していないか等を**吹田市の障がい児通所支援の支給決定等担当部署（児童部すこやか親子室）にご確認ください。**

★総量規制

平成３０年４月から、児童福祉法の改正により、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては各市町村及び大阪府の障がい児福祉計画に定める必要量で指定することとしています。

吹田市の場合、指定申請の前に児童部すこやか親子室に、総量規制について確認していただくことになります。

（２）都市計画法に適合していることの確認

市街化調整区域等の用途地域において、障がい児通所支援事業を行うためには事前に開発許可を受けることが必要な場合がありますので、事前に都市計画部開発審査室にご確認ください。

（３）建築基準法に適合していることの確認

事業所として使用する物件については、建築基準法上の要件を満たす必要があります。
延床面積が200㎡（令和元年6月25日施行）を超える場合は、「用途変更」が必要な場合がありますので、事前に都市計画部開発審査室にご確認ください。

（４）消防法に適合していることの確認

事業所として使用する建物が、消防法に適合しているかどうかを確認する必要があります。
なお、物件によっては、自動火災報知設備や誘導灯などの設置工事が必要となる場合がありますので、管轄の消防署に事前にご相談ください。

★　指定申請書の提出に際しては、「防火対象物使用開始（変更）届出書」（写し）の添付が必要です。
申請書提出までには消防署に届け出て、立入調査を終えておくなど調整をお願いします。
（上記の関係で指定が延期になるケースがあります。）

（5）浸水想定区域と土砂災害警戒区域の確認

水防法と土砂災害防止法が改正され、事業所がこの区域内である場合は、「避難確保計画の作成」と「避難訓練の実施」が義務付けられました。事前に吹田市のホームページ（https://www.city.suita.osaka.jp/anzen/1017894/1017911/1004231.html）等で確認し、事業所所在地が区域に含まれているかご確認ください。

（6）近隣住民等への説明

事業所の開設に際して工事を行う場合などは、近隣住民に対して事前に説明を行ってください。
また、自動車での児童の送迎を予定されている場合なども、事前に説明していただくことがトラブルの防止につながります。

（7）事業所の名称

事業所名について、近隣（送迎地域も含める）に類似の事業所名がないか、下記ホームページのWAMNET（障がい福祉サービス等情報検索サイト）をご確認ください。
https://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do

（8）駐車場の確保

送迎サービスを提供する場合は、事業所の近隣に駐車場を確保してください。
路上駐車は近隣住民に迷惑をかけたり、車の通行にも危険です。
※　路上駐車は、「道路交通法」や「自動車の保管場所の確保等に関する法律」等の法令に抵触する恐れがあります。

（9）初期費用・運転資金について

給付費等が口座に振込まれる時期は、サービス提供開始してから約2ヶ月後となることから、法人及び事業所立ち上げにかかる資金（登記手続費用、事務所・事業所賃借費、備品類の購入費等）、運転資金（少なくとも2、3ヶ月分の従業員の人件費、賃借費等）の十分な資金余力を確保しておいてください。
※介護給付費等支払日の詳細については、大阪府国民健康保険団体連合会にお問い合せ下さい。

（10）利用児童の安全確保への取組みについて

身体拘束等の適正化・虐待防止措置・送迎用自動車の安全装置・利用児の安全確認・安全計画の策定に関して、利用児童の安全確保のために基準上必要な取組みが必要です。

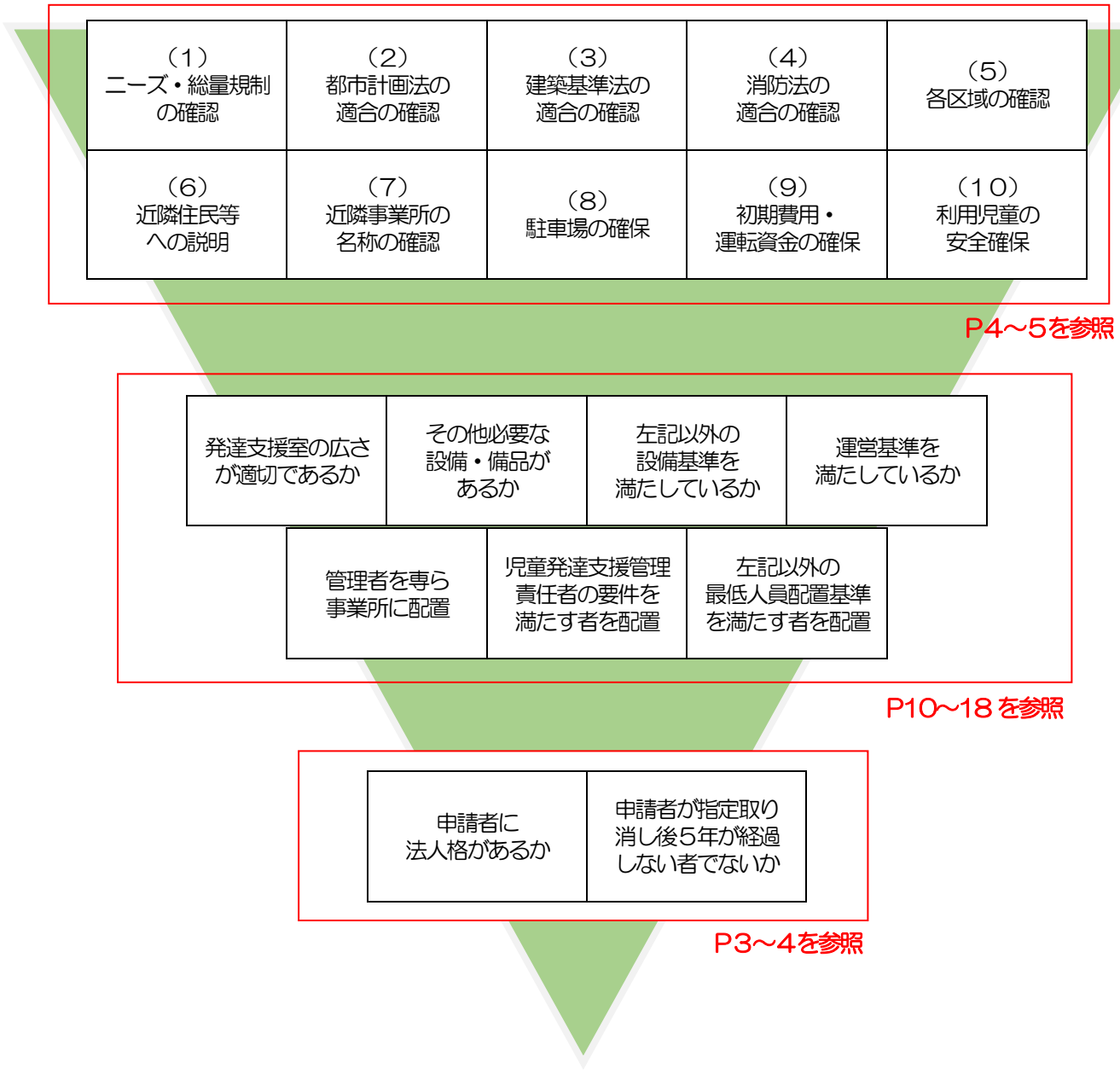
≪その他≫

事業所において、利用者に昼食等を提供する場合

１日に20食以上の食事を提供する場合は、保健所において手続きが必要な場合がありますので、保健所にご確認ください。

★　なお、新規の指定時のみならず、事業開始後に事業所の所在地を変更する際にも、新たな建物について、同様の対応をお願いします。

指定までの流れ



手引きに沿って指定申請してください。

Ⅱ　指定申請について

1　指定申請のスケジュール

指定の日（事業開始が可能となる日）は、原則、毎月１日とします。
新規指定等の申請には**事前協議が必要**です。（原則、郵送で受付。）

注１　申請者（法人）の定款の変更手続きや人員、設備要件、建築基準法・消防法上の要件等は、原則として指定申請時に確定していることが必要となります。

注２　建物の確保や人員基準等で事前協議より前に相談したい場合は、電話等で事前相談してください。

なお、共生型児童通所支援の指定をお考えの場合は、お電話等で事前にご相談くださいますよう、お願いいたします。

申請の流れ

具体的な事前協議・申請日程については、吹田市のホームページで確認してください。

⑴　事前協議（指定の日の３か月前の月末日締切）
⑵　事前協議確認の連絡後、申請書を提出（指定の日の２か月前の 20 日締切）
⑶　吹田市にて申請書類審査
⑷　吹田市にて現地確認
⑸　指定時研修（事業運営に係る留意事項の説明。）
⑹　指定
※　指定された事業者については、吹田市において公告を行います。

2　事前協議について

○　指定を受ける場合は、人員、設備要件、建築基準法・消防法上の要件等を事前に確認する必要があるため、事前協議（原則郵送）を受ける必要があります。

事前協議の様式について
○　吹田市のホームページ「事前協議（障がい児通所支援事業）」のページからダウンロードしてください。
https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018719/1022381/1023319/1013875.html

3　指定申請について

○　指定申請の際に必要な書類は、サービスの種類によって異なります。
○　申請様式はホームページに掲載しています。
※　国の制度改正等によっては、提出書類の内容や様式を変更する場合があります。書類を作成する際は、適宜、ホームページを確認してください。

指定等の様式について
○　吹田市のホームページの「指定の申請（障がい児通所支援事業）」のページ等からダウンロードしてください。
https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018719/1022381/1023319/1013876.html

Ⅲ　指定基準等について

指定を受けるには、市が定める条例に基づき、内閣府が定める指定基準、最低基準等を満たすことが必要です。
この他、法令の委任を受けた告示や内閣府の通知等についても、事業者として把握しておくことが必要です。
内閣府、こども家庭庁、吹田市のホームページに掲載していますので、確認をお願いします。

1　根拠法令等一覧

条　例	
吹田市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年吹田市条例第36号）	
基　準	**省　令　・　告　示**
指定基準	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）
最低基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）
報酬算定基準	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準　（平成24年厚生労働省告示第122号）

2　障がい児通所支援の形態について（多機能型とは）

（1）　多機能型事業所の形態について（複数の事業を一体的に行うもの）

①　「障がい児通所支援」と「障がい福祉サービス」との多機能型

障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）、**障がい福祉サービス**（生活介護、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型及びB型）の事業のうち、二つ以上の事業を一体的に行う場合

②　「障がい児通所支援」の多機能型事業所

障がい児通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）の事業のうち、二つ以上の事業を一体的に行う場合

（2）多機能型事業所のサービス提供単位

従業者の配置基準は、サービス提供単位ごとに利用する障がい児の数に基づき設定する。

（1）対象事業
　児童発達支援、放課後等デイサービス
（2）　サービス提供単位の考え方
　一又は複数の障がい児に対して、同時に、一体的に提供される支援を一の単位とする。
（具体例）
　ア　午前と午後とで別の障がい児に対してサービスを提供する場合
　イ　同一事業所内で同時に２クラスの児童発達支援を提供する場合
　⇒　２単位として取り扱う
（3）人員配置の考え方
　複数単位を設置する場合は、それぞれの単位ごとに人員基準を満たす必要がある。
（4）児童発達支援管理責任者に関する指定要件
　支援の種類ごとに１名配置（常勤専従）
　※　多機能型事業所内の児童発達支援管理責任者同士の兼務は可能
（5）障がい児通所給付費
　原則、事業所全体の定員規模により算定する。

◆多機能型事業所の定員区分について

質　問	回　答
児童発達支援事業と放課後等デイサービスの多機能型の場合、報酬算定時の定員区分はどのように取り扱うのか。 例：児童発達支援（定員10人）・放課後等デイサービス（定員10人）の多機能型事業所（重症心身障がい児以外の場合）	多機能型事業所は、実施するサービスの利用定員の合計数を利用定員とし、その利用定員に相当する定員区分により報酬を算定する。定員区分の考え方は次のとおり。 ① 事業所全体の定員が20人の場合 （請求上の定員区分） 児童発達支援、放課後等デイサービスともに11人～20人 ② 事業所全体の定員が10人の場合 （請求上の定員区分） 児童発達支援、放課後等デイサービスともに10人以下 ③ 従業者の員数等に関する特例によらない多機能型事業所の場合 （請求上の定員区分） 児童発達支援、放課後等デイサービスともに10人以下 ※ 管理者を除く従業者をそれぞれ専従で配置、発達支援室を専用で整備することが必要

３　障がい児通所支援の人員・設備基準等について

（１） 共通の基準

①　人員配置基準

◎　管理者（施設長）

責　務	①事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行うこと。 ②事業所の職員に基準等を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。
従事要件	専ら当該事業所の職務に従事するものであること。

◎　児童発達支援管理責任者

配 置 数	・常勤１人以上
資格要件	**P20～22【児童発達支援管理責任者要件について】を参照。 P23～の「Q&A」も参考にしてください。**
業　務	①　通所支援計画の作成に関すること。 ・　障がい児について適切な方法によりアセスメントを行い、障がい児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討を加え、通所支援計画の原案を作成。 ・　通所支援計画の作成に係る会議を開催し、通所支援計画の原案に対する意見を聴取。 ・　作成した通所支援計画を保護者に説明、交付。 ・　通所支援計画の実施状況を把握し（モニタリング）、６月に１回以上見直しを実施。 ②　障がい児の心身の状況、その置かれている環境等を的確に把握し、障がい児又は保護者に対し、必要な助言その他の援助を行うこと。 ③　他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

◎　児童指導員

資　格　要　件

次のいずれかに該当する者

① 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

② **社会福祉士**の資格を有する者

③ **精神保健福祉士**の資格を有する者

④ 学校教育法の規定による**大学**（短期大学を除く）において、**社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科**又はこれらに相当する課程を修めて**卒業した者**（専門職大学の前期課程修了者は含まない）

⑤ 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

⑥ 学校教育法の規定による**大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科**又はこれらに相当する課程を修めて**卒業した者**

⑦ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

⑧ 学校教育法の規定による**高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者**、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者**であって、2年以上児童福祉事業（下記※）に従事したもの**

⑨ 教育職員免許法に規定する**幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者**であって、都道府県知事が適当と認めたもの **（養護教諭は含まない）**

⑩ **3年以上児童福祉事業（下記※）に従事した者**であって、都道府県知事が適当と認めたもの

※　児童福祉事業とは？

- 児童福祉法第７条第１項に規定する児童福祉施設
 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設（旧情緒障害児短期治療施設）、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センター
- 同法第１２条の児童相談所における事業
- 同法第６条の２の２に規定する事業
 児童発達支援（旧医療型児童発達支援を含む）、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、及び障害児相談支援事業
- 同法第６条の３に規定する事業
 児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業

※実際に業務に従事した日数は、１年あたり１８０日以上とする。（業務内容は直接支援業務に限る。）

（例）実務経験2年・・・従事期間2年以上かつ、従事した実日数３６０日以上が必要

〃　3年・・・従事期間3年以上かつ、従事した実日数５４０日以上が必要

◎　保育士

資　格　要　件
保育士証保有者（保育士登録の手続きを行い、保育士証の交付を受けている者。（保育士証の提出必須））

◎　機能訓練担当職員

業務	指定通所支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。 ※　特別支援加算を算定する際に配置が必須。

資　格　要　件
【理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理担当職員】 ※ 主に重症心身障がい児を通わせる事業所で、機能訓練を行わない時間帯については、機能訓練担当職員を置かないことができます。 【心理担当職員】 次のいずれも満たす者 ① 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程修了者は含まない） ② 個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者 ※公認心理師、臨床心理士、臨床発達心理士の資格を有する場合は、①及び②を満たします。

◎　看護職員

資　格　要　件
保健師、助産師、看護師、准看護師

※管理者以外の職員については、資格証や実務経験証明書などの資格要件が確認できる書類の提出が必要です。

【 用語の定義 】

「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していること。

同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（多機能型）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものであることとする。

「常勤換算方法」

事業所の従業者の勤務延べ時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（１週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の員数に換算することをいう。

「専ら従事する」　「専ら提供に当たる」　「専従」

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該支援以外の職務に従事しないこと。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（サービス単位を設定する場合は、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

②　設備基準

構造は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等、障がい児の保健衛生及び防災に配慮されていること。

（サービス毎の設備基準についてはＰ１３～Ｐ１７の表中「設備基準」を参照してください。

③ 最低定員（通所支援事業者）

主たる対象	児童発達支援	放課後等デイサービス	多機能型（障がい児のみ）	多機能型（障がい福祉サービス含む）
重症心身障がい児以外	10人	10人	全体で10人	全体で20人以上のとき障がい児通所支援で5人
重症心身障がい児	5人	5人	全体で5人	下記のとおり

※　居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援に定員はありません。

≪主たる対象を重症心身障がい児とする通所支援の形態について≫

重症心身障がい児者を主たる対象とする通所支援については、小規模な実施形態や児者一貫した支援が適切であることから、特例的な取扱いが整備されている。（下記参照）

【 特 例 的 な 取 扱 い 】

「障がい児通所支援」と「障がい福祉サービス」を一体的に実施することが可能

児童発達支援 放課後等デイサービス等 ／ **障がい福祉サービス**

① 定員は、児・者で区分しない
② 児童指導員・保育士を生活支援員に読み替えて適用するなどにより、職員・設備について兼務・共用を可とする
③ 「主として重症心身障がい児を対象とする障がい児通所支援」と「障がい福祉サービス」との多機能の場合、最低定員5人以上
④ 「主として重症心身障がい者を対象とする生活介護」との多機能の場合、全ての事業を通じて最低定員5人以上

児者一貫した支援の確保

◆ 人員配置に関する特例　①児童発達支援管理責任者とサービス管理責任者の兼務が可能
②児童指導員又は保育士と生活支援員の兼務が可能

項目	児童発達支援	放課後等デイサービス	生活介護
管理者	1名		
嘱託医	1名		
従業者	児童指導員又は保育士　1名以上 看護職員　1名以上 機能訓練担当職員＊　1名以上 （常勤要件は課されていないが、営業時間を通じて専従であることが必要 ＊機能訓練担当職員は、機能訓練を行う時間帯のみの配置でも可）		生活支援員 看護職員 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 （実施する場合） （上記職員の総数は、障がい支援区分ごとに規定）
	児童発達支援管理責任者　1名		サービス管理責任者1名

◆ 設備に関する特例　⇒　発達支援室の他、必要な設備を兼用とすることが可能

（２）支援の種類ごとの個別基準

①　児童発達支援（センターを除く）・放課後等デイサービス

日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援その他必要な支援を行う。

≪対象≫

【児童発達支援】　療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児

【放課後等デイサービス】学校教育法第１条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児

【人員・設備基準】

<table>
<tr><td rowspan="7">人員基準</td><td rowspan="6">従業員</td><td colspan="2">① 主として重症心身障がい児以外を通わせる場合</td><td colspan="2">② 主として重症心身障がい児を通わせる場合</td></tr>
<tr><td>児童発達支援管理責任者</td><td>１人以上
１人以上は専任かつ常勤（◆）</td><td>児童発達支援管理責任者</td><td>１人以上</td></tr>
<tr><td rowspan="3">児童指導員
又は
保育士</td><td rowspan="3">★ １人以上は常勤（◆）
★ 下記の障がい児の数に応じて、それぞれに定める数以上
・障がい児の数が 10 人まで
２人以上
・10 人を超えるもの
２人に加えて、障がい児の数が 10 を超えて５、又はその端数を増すごとに、１を加えて得た数以上

※機能訓練担当職員、看護職員を営業時間を通じて、専従で配置している場合は、児童指導員又は保育士の合計数に含めることが可能（この場合、合計数の半数以上は児童指導員又は保育士が必要）</td><td>嘱託医</td><td>１人以上</td></tr>
<tr><td>看護職員</td><td>１人以上　※</td></tr>
<tr><td>児童指導員
又は
保育士</td><td>１人以上　※</td></tr>
<tr><td>看護職員</td><td>医療的ケアを行う場合</td><td colspan="2" rowspan="2">※「看護職員」及び「児童指導員又は保育士」については、営業時間を通じてそれぞれ１人以上の配置が必要
（それぞれ１人分以上の配置が必要なため、常勤・非常勤は問わず、複数名で営業時間を通じて配置されている場合も可）</td></tr>
<tr><td>機能訓練担当職員</td><td>機能訓練を行う場合
（必要に応じて配置）</td></tr>
<tr><td colspan="2">管理者</td><td colspan="3">原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの
（業務に支障がない場合は、児童発達管理責任者との兼務可）</td></tr>
<tr><td>設備基準</td><td colspan="5">・発達支援室（支援に必要な機械器具等を備えること）
※ 児童発達支援センターを目安に概ね1人当たり、2.47㎡以上の確保をお願いします。厚生労働省作成の「放課後等デイサービスガイドライン」（P8）の中で同様の考えが示されています。
・その他に必要な設備及び備品等（相談室、事務室、静養室、手洗い設備、トイレ）
・専ら当該指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスの事業の用に供すること。
（支援に支障がない場合は共用可）</td></tr>
</table>

（◆）法人で定める常勤職員の労働時間を満たす者

②　児童発達支援センター

【人員・設備基準】

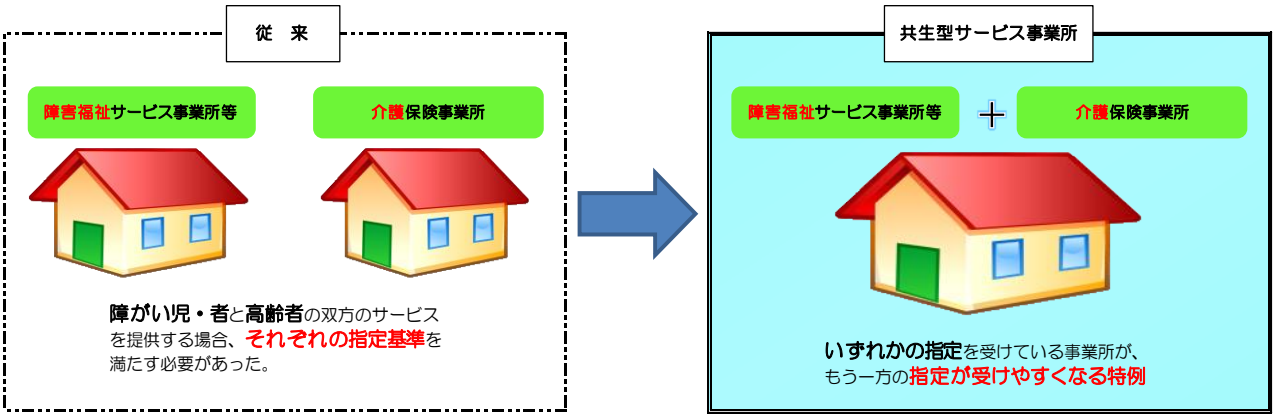
<table>
<tr><td rowspan="11">人員基準</td><td>管理者</td><td colspan="3">原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの</td></tr>
<tr><td rowspan="8">※
従業者</td><td>児童発達支援管理責任者</td><td>１人以上</td><td></td></tr>
<tr><td>嘱　託　医</td><td>１人以上</td><td>精神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者</td></tr>
<tr><td>児童指導員及び保育士</td><td>・単位ごとに総数がおおむね障がい児の数を４で除して得た数以上
・児童指導員　１人以上
・保育士　１人以上</td><td>機能訓練担当職員及び看護職員の数を総数に含めることができる
※半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない</td></tr>
<tr><td>栄　養　士</td><td>１人以上</td><td>障がい児の数が40人以下の場合は置かないことができる</td></tr>
<tr><td>調　理　員</td><td>１人以上</td><td>調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる</td></tr>
<tr><td>機能訓練担当職員</td><td>日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合（必要に応じて配置）</td><td>児童指導員及び保育士の総数に含めることができる</td></tr>
<tr><td>看護職員</td><td>医療的ケアを必要とする障がい児に医療的ケア行う場合
※医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、医療的ケアを行わせる場合等には、看護職員を置かないことができる</td><td>児童指導員及び保育士の総数に含めることができる</td></tr>
<tr><td colspan="3">肢体不自由児に対して治療を行う場合</td></tr>
<tr><td colspan="3">上記職員に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員</td></tr>
<tr><td rowspan="9">設備基準</td><td>発達支援室</td><td>・定員　おおむね10人
・障がい児１人当たりの床面積　2.47㎡以上</td></tr>
<tr><td>遊　戯　室</td><td>・障がい児１人当たりの床面積　1.65㎡以上</td></tr>
<tr><td>屋外遊戯場</td><td>事業所付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む</td></tr>
<tr><td>医　務　室</td><td>必要な設備です
※治療を行う場合は、医務室に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない</td></tr>
<tr><td>相　談　室</td><td rowspan="4">必要な設備です</td></tr>
<tr><td>調　理　室</td></tr>
<tr><td>ト　イ　レ</td></tr>
<tr><td>静　養　室</td></tr>
<tr><td>そ　の　他</td><td>・指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等
・専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供すること
（支援に支障がない場合は他の社会福祉施設との兼用可）</td></tr>
</table>

・従業者（嘱託医を除く）は、専ら事業所の職務に従事する者（もしくは単位ごとに専従）であること
（業務援に支障がない場合は、栄養士、調理員は併設する他の社会福祉施設の職務に従事することが可能）
・児童発達支援センターについては、当面の間、旧基準（医療型、難聴児、重症心身障がい児）に基づく設備でも可能

③　共生型児童発達支援・共生型放課後等デイサービス（平成30年４月１日施行）

【支援の概要】　・障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの指定を受けている事業所において、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う。

・介護保険法に基づく居宅サービス及び地域密着型サービス並びに介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスの指定を受けている事業所において、児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う。



共生型サービス概要一覧

共生型サービスの種別	共生型の指定が受けられる既存の事業所	
	介護保険事業種別	障がい福祉サービス事業等種別
共生型居宅介護 共生型重度訪問介護	訪問介護	－
共生型生活介護	通所介護 地域密着型通所介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護(通い) 看護小規模多機能型居宅介護(通い)	児童発達支援 放課後等デイサービス
共生型自立訓練(機能訓練) 共生型自立訓練(生活訓練)		－
共生型児童発達支援 共生型放課後等デイサービス		生活介護
共生型短期入所	(介護予防)短期入所生活介護 (介護予防)小規模多機能型居宅介護(宿泊) 看護小規模多機能型居宅介護(宿泊)	－

- 指定通所事業者等が、共生型障害児通所支援を行う場合、「児童発達支援」又は「放課後等デイサービス」として、事業所の指定申請に基づき指定します。
- 共生型サービスは、障がい児、障がい者及び要介護者に同じ場所で同時に提供することが想定されているため、サービスを時間によって障がい児、障がい者及び要介護者に分けて提供する場合は、各制度の共生型の特例によらず、各サービスの指定基準を満たす必要があります。
- 障害児入所施設やその他関係施設から、障がい児の支援を行う上で、必要な技術的支援を受けている必要があります。

④ 居宅訪問型児童発達支援

【支援の概要】　⇒　重度の障がいの状態その他これに準ずるものとして内閣府令で定める状態にある障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他必要な支援を行う。

対象 =児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がい児

【人員・設備基準】

<table>
<tr><td rowspan="3">人員基準</td><td colspan="2">管理者</td><td colspan="2">原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの
（業務に支障がない場合は児童発達支援管理責任者との兼務可）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">従業者</td><td>児童発達支援管理責任者</td><td colspan="2">１人以上　（専ら当該事業所の職務に従事する者）</td></tr>
<tr><td>訪問支援員</td><td colspan="2">事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は保育士の資格の取得後、または児童指導員もしくは心理担当職員として配置された日以後、障がい児について、３年以上直接支援業務(※)に従事した者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設備基準</td><td rowspan="2">専用の区画</td><td>専用の事務室</td><td>専用の事務室が望ましいが、間仕切りする等明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない</td></tr>
<tr><td>受付、相談等のスペース</td><td>利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">・指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品
・手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮
・専ら当該居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供すること(支援に支障がない場合は共用可)</td></tr>
</table>

※直接支援業務・・・入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障がい児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援を行い、並びに当該障がい児の支援を行う者に対して支援に関する指導を行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務

⑤ 保育所等訪問支援

【支援の概要】　⇒　保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。

対象 ＝ 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設（放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設）に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児

【人員・設備基準】

<table>
<tr><td rowspan="3">人員基準</td><td colspan="2">管理者</td><td colspan="2">原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するもの
（業務に支障がない場合は児童発達支援管理責任者との兼務可）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">従業者</td><td>児童発達支援管理責任者</td><td colspan="2">1 人以上 （専ら当該事業所の職務に従事する者）</td></tr>
<tr><td>訪問支援員</td><td colspan="2">訪問支援を行うために必要な数
※ 障がい児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等で、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">設備基準</td><td colspan="2" rowspan="2">専用の区画</td><td>専用の事務室</td><td>専用の事務室が望ましいが、間仕切りする等明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない</td></tr>
<tr><td>受付、相談等のスペース</td><td>利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="2">・指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備及び備品
・手指を洗浄するための設備等、感染症予防に必要な設備等に配慮
・専ら当該指定保育所等訪問支援の事業の用に供すること（支援に支障がない場合は共用可）</td></tr>
</table>

Ⅳ　その他必要な手続き

1　指定更新について

指定の有効期間は、指定の日から**6年間**です。有効期間を経過した場合、指定の効力は失われます。
事業を継続する場合は、必ず指定更新の手続きが必要です。
指定の有効期限が満了となる月の前月末までに、更新申請書他、必要書類を郵送で提出してください。
既に届出している内容（管理者、児童発達支援管理責任者及び運営規程等）に変更が生じる場合は、変更届も同時に提出してください。

2　変更届・障がい児給付費算定届について

指定事業者は、内閣府令で定めた事項に変更があった場合等は、届出を提出する必要があります。
給付費を算定するにあたっては、加算の種類によって必要書類が異なります。

変更事項		事前協議	提出期限	提出方法
事業所の所在地を変更（移転）		必要	事前協議を経たうえで、 前月 15 日までに届出	郵送
設備概要・建物の構造の変更				
単位数の追加（児発・放デイ）				
主たる対象者の変更		不要	変更日から **10 日以内**	郵送
加算に関する変更　※	**増額**	不要	算定しようとする月の**前月 15 日まで**に 届出　⇒　**翌月 1 日から算定**	郵送
	減額	不要	変更後速やかに届出	郵送
上記以外の変更事項		不要	変更日から **10 日以内**	郵送

3　休止・再開・廃止届について

届出の種類	届出が必要な場合	提出期限
休止届	職員の急な退職等によって、一時的に事業者としての要件を満たさなくなった場合で、かつ事業継続の意思を有する場合 ※休止期間は最大６か月です。	**休止する日の 1 か月前まで**
再開届	上記の休止届出書を提出した事業者が、事業を再開する場合	**事業再開後 10 日以内**
廃止届	事業を廃止する場合	**廃止する日の 1 か月前まで**

4　福祉・介護職員等処遇改善加算に関連する届について

福祉・介護職員等処遇改善加算に関連する変更が生じた場合は、すみやかに届出（変更届＜様式第３号＞、体制等状況一覧表を添えて）を提出する必要があります。

【新規】・・・提出期限は、算定を開始する**2ヶ月前の末日**まで（郵送）
【変更（増額）】・・・前月 15 日まで（郵送）
※【継続】・・・毎年２月末までに「翌年度の計画書」を郵送。
※【実績報告】・・・毎年７月末までに「前年度の実績報告書」を郵送。
※　期日までに提出がない場合、加算の継続ができなかったり、もしくは「前年度分の加算の返還」となる可能性がありますので、ご注意ください。

５　障害福祉サービス等情報公表制度について

利用者がニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするため、事業所の基本情報及び運営情報等の報告及び公表が必要です。

令和６年４月以降は、情報公表システム上、**未報告の事業所については、「情報公表未報告減算」が適用**されます。

≪指定後、「WAM　NET」からメールが届き次第、速やかに情報公表システムへ入力してください。≫

６　自己評価結果等の公表について

「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」及び「保育所等訪問支援」の事業所は、サービスの質の向上を図るために、ガイドラインに沿った評価項目について、**従業者の評価を受けた上で**自己評価、利用者の保護者からの評価及び訪問先施設からの評価（保育所等訪問支援のみ）を受けて、その改善を行ってください。

また、**概ね１年に１回以上、その評価及び改善内容を保護者及び訪問先施設（保育所等訪問支援のみ）に示すとともに、インターネット等により公表してください。**

なお、**前年度公表分の自己評価結果等の公表方法及び公表内容について、毎年５月末までに吹田市に届出がない事業所については「自己評価結果等未公表減算」が適用**されます。

７　支援プログラムの作成・公表について

総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援事業所において、事業所ごとに５領域（健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言語・コミュニケーション、人間関係・社会性）とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムを作成し、インターネット等により公表してください。

なお、令和７年４月１日以降は、**支援プログラムの作成・公表が未実施の場合「支援プログラム未公表減算」が適用されます。**

Ⅴ　児童発達支援管理責任者の要件について

児童発達支援管理責任者は、①実務経験要件と、②③研修修了要件の両方を満たすことが必要です。
※すべての要件を、児童発達支援管理責任者に就任する時点で、満たしている必要があります。

① 実務経験
P21～22 の「児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験内容及び必要年数について」を参照。

★実務経験が必要です！
障がいのある者又は児童に対する直接・相談支援などの業務に関して５年～８年の実務経験が必要です。（※P21～22 を参照）

＋

② 相談支援従事者初任者研修（講義部分）の修了　※1、※

＋

③ 児童発達支援管理責任者等研修の修了

留意事項
③の研修については、
ア　児童発達支援管理責任者基礎研修
イ　児童発達支援管理責任者実践研修
の両方の研修が修了済である必要があります。
また、５年以内に更新研修の受講も必要になります。

①②③の要件を全て満たせば、児童発達支援管理責任者として配置可能

※1　相談支援従事者初任者研修（講義部分）とは、同研修のカリキュラム（講義20.5時間、演習11時間のうちの講義（1～2日目11.5時間）部分をいう。
※2　平成17年度までの「障がい者ケアマネジメント研修」の修了者については、平成24年3月までに相談支援従事者初任者研修（講義部分）のうち、「障害者自立支援法の概要及び相談支援事業従事者の役割に関する講義」（1日目6.5時間）のみ修了すれば可。

根拠：障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの
（平成 24 年厚生労働省告示第 230 号）

【留意事項】
実務経験要件については、指定申請時又は児童発達支援管理責任者の変更時には、実務経験証明書（参考様式F）により証明してください。

※ 指定申請時又は児童発達支援管理責任者の変更時に、実務経験年数を満たしていない場合は、児童発達支援管理責任者として配置することができませんので、ご注意ください。

児童発達支援管理責任者の要件に係る実務経験内容及び必要年数について

以下の①～③のいずれかを満たしていること。

① イ及び□の期間が通算して５年以上、かつ、ハの期間を除外した期間が３年以上であること

② 二の期間が通算して８年以上、かつ、ホの期間を除外した期間が３年以上であること

③ イ、□、二を通算した期間から、ハ、ホを除外した期間が３年以上かつ、への期間が通算して５年以上であること

イ	次の（１）から（６）に掲げる者が、**相談支援の業務**（身体上もしくは精神上の障がいがあること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者又は児童の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務）に従事した期間	
（1）	一般相談支援事業、特定相談支援事業、障がい児相談支援事業、地域生活支援事業、身体障がい者相談支援事業、知的障がい者相談支援事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業の従事者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	□と通算して５年以上かつハの期間を除外して３年以上
（2）	児童相談所、児童家庭支援センター、里親支援センター、身体障がい者更生相談所、精神障がい者社会復帰施設、知的障がい者更生相談所、福祉事務所、発達障がい者支援センターの従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	
（3）	障がい児入所施設、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターの従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	
（4）	障がい者職業センター、障がい者就業・生活支援センターの従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	
（5）	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校学、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の従業者、その他これらに準ずる機関の従業者又は準ずる者	
（6）	病院、診療所の従業者（社会福祉主事任用資格者、訪問介護員２級以上に相当する研修修了者、□の有資格者、イ（１）から（５）までの従事期間が１年以上に限る。）、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	
□	次の（１）から（５）に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者、訪問介護員２級以上に相当する研修修了者、保育士、児童指導員任用資格者、又は精神障がい者社会復帰指導員（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、**直接支援の業務**（身体上又は精神上の障がいがあることにより日常生活を営むのに支障がある者又は児童につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して、介護に関する指導を行う業務、又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練やその他の支援並びにその訓練等を行う者に対して、訓練等に関する指導を行う業務その他の職業訓練や職業教育等の業務）に従事した期間	
（1）	障がい児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親支援センター、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の療養病床に係るもの（以下「療養病床関係病室」という。）の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	イと通算して５年以上かつハの期間を除外して３年以上
（2）	障がい児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障がい福祉サービス事業、老人福祉法第５条の２第２項に規定する老人居宅介護等事業(以下「老人居宅介護等事業」という。)の従事者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	
（3）	病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	
（4）	特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所の従業者、その他これらに準ずる施設・事業・機関の従業者又は準ずる者	
（5）	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校学、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校の従業者、その他これらに準ずる機関の従業者又は準ずる者	

ハ	以下①、②の期間を合算した期間 ① 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者、居宅介護支援事業、介護予防支援事業その他これらに準ずる事業の従業者が、**相談支援の業務**その他これらに準ずる業務に従事した期間 ② 老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者、特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等であるものが**直接支援の業務**に従事した期間	
二	□の（1）から（5）に掲げる者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が、**直接支援の業務**に従事した期間	通算8年以上 ホの期間を除外して3年以上
ホ	老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、療養病床関係病室その他これらに準ずる施設の従業者、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者、特例子会社、重度障がい者多数雇用事業所施設設置等助成金受給事業所その他これらに準ずる施設の従業者であって、社会福祉主事任用資格者等でない者が**直接支援の業務**に従事した期間	
ヘ	次の資格に基づき「当該資格に係る業務」に従事した期間 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、公認心理師	イ・ロ・二の通算からハ・ホを除外して3年以上かつ、ヘの期間を通算して5年以上

※実務経験を証明する際の従事期間と日数について、ご注意ください。

１年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が**１年以上**であり、かつ、実際に業務に従事した日数が１年あたり**180**日以上あることを言うものとする。
例えば５年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が**５年以上**であり、かつ実際に業務に従事した日数が**900**日以上であるものを言う。
なお、産休・育休期間については、従事期間には算定できるが、勤務日数としてはカウントできない。

（例） 実務経験証明書のうち、
・「業務に従事した期間」⇒ 平成25年４月１日～平成30年６月30日（５年３ヶ月）
・「従事日数」⇒ 750日
のような場合、従事期間は要件を満たしていても、従事日数が足りないため、児童発達支援管理責任者の実務経験要件を満たしたことにはなりません。

Ⅵ　障がい児通所支援事業Q&A

◎　人員基準関係

【児童発達支援管理責任者の要件について】

Q1　やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠け、実務経験はあるが研修未修了である者を児童発達支援管理責任者とみなす変更届を提出する場合、児童発達支援管理責任者の欠如とならない猶予期間が１年間あるが、やむを得ない事由とは具体的にどのようなものか。

A　やむを得ない事由は、下記のとおりです。

①　児童発達支援責任者が急死、事故、病気等により勤務不可となった場合。
②　児童発達支援管理責任者が自己都合等で退職した場合
③　災害等により研修が中止（延期は対象外）になり、期間内に受講できなかった場合

法人内での人事異動や、定年退職等、予見できるものは、該当しませんのでご注意ください。

※やむを得ない理由によるものか確認するため「理由書」を求める場合があります。

Q2　普通学校や幼稚園における実務経験も含まれるか。

A　平成29年４月１日の改正で、実務経験として算入できるようになりました。

Q3　医師、看護職員としての経験年数は、実務経験に含まれるか。

A　医師、看護職員については、病院や訪問看護ステーション等において障がい児者及び児童を直接支援した場合にあっては、その経験年数が実務経験に算入できます。

Q4　児童発達支援管理責任者として勤務してきた年数も実務経験に含まれるか。

A　平成29年４月１日の改正で、実務経験として算入できるようになりました。

Q5　社会福祉主事任用資格者等は、直接支援業務の実務経験が５年以上となっているが、社会福祉主事任用資格等の資格取得以前の期間も含めて５年以上の実務経験があればよいのか。

A　そのとおり。
社会福祉主事任用資格等を取得してから、改めて５年間の実務経験が必要ということではありません。

Q6　国家資格等を有している者は、当該資格に係る業務に従事した期間が通算５年以上、かつ相談支援業務又は直接支援業務の実務経験が３年以上となっているが、この場合の相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得した後の実務経験のみカウントされるのか。

A　相談支援業務又は直接支援業務の実務経験は、資格を取得する前の相談支援業務又は直接支援業務の従事期間もカウントできます。

Q7　指定申請時に提出する実務経験の証明は誰がどのように行うのか。

A　証明する業務に従事していた時の法人の、現在の代表者が業務内容や勤務日数を証明します。（証明印は代表者の公印。私印は不可。）

Q8　幼稚園教諭の資格取得後、５年以上の実務経験があればよいのか。

A　そのとおり。
平成31年４月１日の改正により、幼稚園教諭の免許状を有する者は、児童指導員任用資格者となる者に追加されました。

【機能訓練担当職員について】

Q9 児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、主として重症心身障害児を通わせる事業所に配置すべき機能訓練担当職員が、機能訓練を行わない時間帯は置かなくてよいこととなったが、機能訓練が必要な障害児がいない場合、機能訓練担当職員を配置しなくてもよいか。

A 重症心身障がい児に対する機能訓練は、必要不可欠な支援であり、機能訓練が必要な障がい児がいないことは想定されていません。
なお、障がい児の通所支援計画に応じて、適切に機能訓練担当職員を配置するものであり、機能訓練担当職員の確保が困難など事業所の都合により、障がい児の通所支援計画が作成されないようにすること。
（平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A vol.1 問114）

【児童指導員・保育士について】

Q10 「P11 ④」に記載のある学部や学科以外を卒業した者でも、児童指導員として認められるか。

A 上記に記載されている学部・学科卒業以外でも、「社会福祉学・心理学・教育学・社会学」を専攻・専修もしくは当該コースを卒業している場合は、履修内容によっては認める場合がありますので、事前に当室までメール、FAX又は郵送にて、成績証明書等の詳細を確認できる書類を送付してください。
なお、当該課目を、履修や単位を取得しているだけでは認められませんので、ご注意ください。

Q11 認可外保育園での実務経験は、児童福祉事業に従事した期間として認められるか。

A 大阪府の取扱いに準じて、児童福祉法第６条の３に規定する「家庭的保育事業・事業所内保育事業・病児保育事業」に該当するものとして認めています。

Q12 保母資格証明書を有していれば、基準上の有資格者（保育士）として勤務できるか。

A 児童福祉法の改正により、「保育士」として勤務するためには保育士登録の手続きを行い、保育士証の交付を受けることが必要です。保育士証の交付までは「児童指導員」又は「その他の従業者」としての勤務となり、「保育士」としての勤務はできません。
※保育士登録から保育士証の交付までは相当期間（約2ヶ月程度）を要するので、ご注意ください。
指定保育士養成施設の卒業者であって「保育士登録済通知書」が交付されている場合は、当該通知書を保育士証に替えることができます。（ただし、当該通知書の有効期限日以降は保育士証の確認が必要です。）

【提出書類について】

Q13 本申請協議には、人員関係でどのような書類が必要か。

A 児童発達支援及び放課後等デイサービスの人員基準の見直しが行われ、有資格者の配置が必要になったため、吹田市では人員配置について、よりきめ細かく審査することとしております。指定申請書の提出時には、資格証明や研修の修了証明書のほか、基準上配置が必要な「管理者」「児童発達支援管理責任者」について、雇用契約書（労働条件通知書）の写しも必要としています。
<参考>
そのほか、社会保険及び労働保険への加入状況にかかる確認票（別紙１）の提出も求めています。

【配置について】

Q14 事前協議時には、従業員を確定しておく必要があるか。

A 児童発達支援管理責任者については、資格要件（実務経験年数を満たし、かつ研修修了していること）が定められていますので、事前協議時に、資格要件を満たしているかどうか審査できるよう関係書類を揃えていただく必要があります。
事前協議の時点では、児童指導員又は保育士、運転手等については、必ずしも確定しておく必要はありません。採用予定や求人中であっても事前協議は可能ですが、人員配置を決めておく必要があります。

Q15 居宅訪問型児童発達支援の職員は、兼務は可能か。

A 保育所等訪問支援同様、同一人物が指定基準上必要となる職種すべて（訪問支援員、児童発達支援管理責任者、管理者）を一人で兼務することはできないが、それ以外の形態は可能である。
多機能型事業所において、例えば、児童発達支援に係る基準を超えて配置している職員が兼務したり、基準を超えない場合であっても、児童発達支援にかかるサービス提供時間外に訪問支援員を兼ねることは可能です。
（平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A vol.1 問 100）

◎ 設備基準関係

Q1 定員10名の児童発達支援又は放課後等デイサービス事業を実施するにあたり、発達支援室の広さが25㎡しかないが、認められるのか。

A 発達支援室の広さが25㎡の場合は指定することが可能です。
※就学前児童が通所する児童発達支援センターを目安に、発達支援室の最低基準の床面積が障がい児１人当たり2.47㎡以上の確保をお願いしています。
厚生労働省が作成の「放課後等デイサービスガイドライン」の中でも同様の考え方（児童発達支援センターの基準を参考に適切なスペースを確保することが望ましい）が示されています。（「放課後等デイサービスガイドライン」P8を参照してください。）

Q2 発達支援室について、廊下を挟んで２部屋の床面積が30㎡以上あるが、この場合認められるのか。

A 基本的には、発達支援室として１部屋で必要な広さを確保するのが望ましいが、２部屋に分かれていても一体的な支援の実施が可能、障がい特性等を考慮し、小グループに分かれて支援する等の理由により認める場合があります。但し、この場合は、以下の項目を満たす必要があるので注意してください。
・それぞれの部屋の延べ床面積を2.47㎡で割った人数までの利用でお願いしています。
・児童の安全面を考慮し、最低２名の人員基準にプラス１名の従業員の配置をお願いしています。
※２部屋に分かれていなくても、Ｌ字型など死角が生じる形状の場合は、最低２名の人員基準にプラス１名の従業員の配置をお願いしています。

Q3 発達支援室以外で備えるべき設備は何か。

A 発達支援室以外の設備として、下記の設備を備えることが望ましい。
・相談室 ⇒ 相談内容が他者に聞こえない等、プライバシー保護に配慮されていること。
（パーテーションによる仕切りでも可）
・事務室 ⇒ 必要な事務機器、鍵付書庫（ケース記録等保管）等を備えること。
（児童が容易に入ることができないようにゲート等を設けること。）
・静養室 ⇒ 体調の悪い時や他者からの刺激を遮断するために、ベッドの設置や畳敷き等、休息・静養できる設備やスペースを設けること。（カーテンによる仕切りでも可）
・手洗い設備 ⇒ 外から事業所への到着時に手洗いやうがいをしたり、おやつや食事前の手洗いのため、トイレ内の手洗いに加え、別に設置するのが望ましい。
・トイレ ⇒ 事業所専用のトイレが望ましい。（他の施設と共用の場合、必ず付添が必要になり、発達支援室の人員が少なくなるため、児童の支援に支障が生じる恐れがある。また、個数が少ないと利便性に支障が生じるため、共用ではなく専用のトイレを設置する方が望ましい）

Q4 事前協議時に建物（部屋）の賃貸借契約を締結しておく必要があるか。

A 必ずしも契約を締結しておく必要はありませんが、あらかじめ建物（部屋）を決めたうえで事前協議時には、面積（㎡）の記載された平面図を提出してください。
審査の結果、設備基準や人員基準を満たしていないとして、予定している建物（部屋）が認められない場合があるので、使用予定でも可能です。
但し、指定申請時には賃貸借契約が締結されている必要があります。

Q5　その他、設備面の留意事項は何か。

A　指定申請書の書類審査後、放課後等デイサービスについては、現地確認を行います。
現地確認の対象外のサービスも、下記の項目について配慮のうえ、事故の未然防止に努めてください。
・可能な限り段差解消に努め、階段に手すり、転落防止柵、滑り止めを設けるなど配慮してください。
・棚やパーテーション、テレビなど転倒防止策を講じてください。
・床、壁等を弾力のある材質で覆う等、けがを負わない予防措置を講じてください。
・高層階の窓等に柵の設置や二重鍵を設置するなど、転落防止策を講じてください。
・児童の飛び出し防止策（ドアチャイム・二重ロック等）を講じてください。
・その他、利用児童が安全、かつ快適に過ごせる環境整備に努めてください。

◎　運営基準関係

Q1　営業時間やサービス提供時間をどのように設定すればよいか。

A　営業時間やサービス提供時間は、事業者が、利用者ニーズや職員の労働条件を参考にして、独自に設定できます。
　なお、営業時間（送迎に要する時間は除く）が4時間未満の場合（授業終了後に行う場合は除く）には、「開所時間減算」により、基本単位数の70%しか算定できません。また、4時間以上6時間未満の場合は、基本単位数の85%しか算定できませんので、この点に留意して設定してください。
　延長支援加算についても、主として重症心身障がい児以外を通わせる事業所（放課後等デイサービス事業所においては学校休業日に限る）の営業時間が6時間を下回る場合、主として重症心身障がい児を通わせる事業所、共生型事業所及び基準該当事業所の営業時間が8時間を下回る場合、加算の算定はできませんのでご注意ください。

Q2　指定日に事業を開始できるよう事前に利用児の募集や利用希望者との面接等を行ってもよいか。

A　指定申請書の書類審査終了後、指定を受けようとする事業者の責任において、「○月○日指定される予定」として、利用児の募集や利用希望者との面接等の実施は可能です。
　ただし、指定要件を満たしていないことが判明した場合は、指定を受けることができません。この点をあらかじめ了解したうえで、事業者の責任のもとに、募集等を行っても差し支えありません。

Q3　実施地域以外の市町村に在住の利用児を受け入れてよいか。

A　可能です。
なお、通常の実施地域の市町村に在住の利用児からの利用申し込みは、原則として拒否できません。
（提供拒否の禁止（基準省令第14条））

Q4　児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、送迎加算以外に、送迎にかかる費用を通所給付決定保護者に負担させることは可能か。

A　送迎加算以外に、送迎にかかる費用を徴収することは、通常の実施地域の内外にかかわらず、認められません。

【根拠】　日常生活において通常必要となる費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるものの具体的な範囲については、「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取り扱いについて」（平成24年3月30日　障発0330第31号）によるものとされているが、当該通知において送迎にかかる費用は示されていないため。

Q5　介護保険の通所介護（デイサービス）と放課後等デイサービスの時間を分けて提供することは共生型サービスになるのか。

A　共生型サービスは、多様な利用者に対して、共に活動することでリハビリや自立・自己実現に良い効果を生むといった面があることを踏まえ、同じ場所で同時に提供することを想定していることから、時間帯を分けて提供することはできません。
（平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A　vol.1　問 105）

◎　加算について

Q1　共生型サービス体制強化加算については、児童発達支援管理責任者や保育士又は児童指導員を加配した場合に算定できるのか。

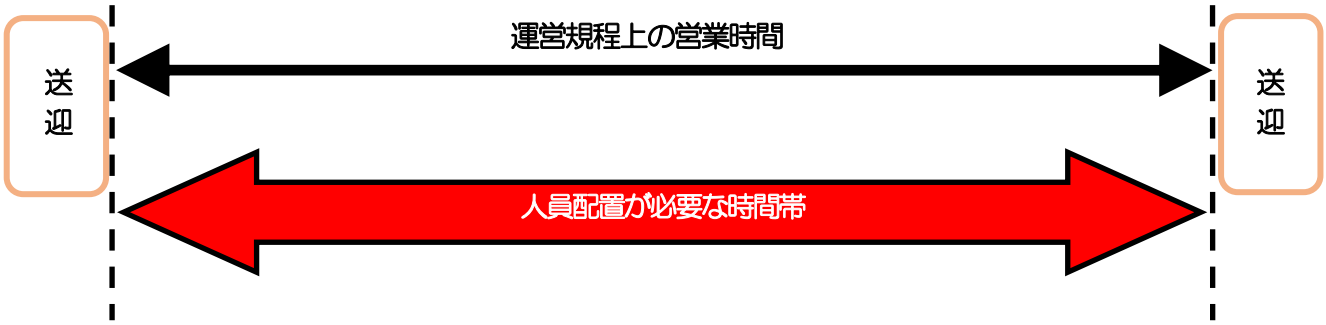
A　共生型サービス体制強化加算については、必ずしも児童発達支援責任者等を加配する必要はなく、通所介護（デイサービス）に必要な人員のうち、それぞれの資格要件を満たしている職員が配置されている場合に加算されます。

なお、保育士等であって児童発達支援管理責任者の資格要件も満たしている者については、通所報酬告示第１の１の注 11（第３の１の注 11）のロ（児童発達支援管理責任者を配置した場合）又はハ（保育士又は児童指導員を配置した場合）を算定するものであり、イ（児童発達支援管理責任者及び保育士又は児童指導員をそれぞれ１以上配置した場合）を算定するものではない。

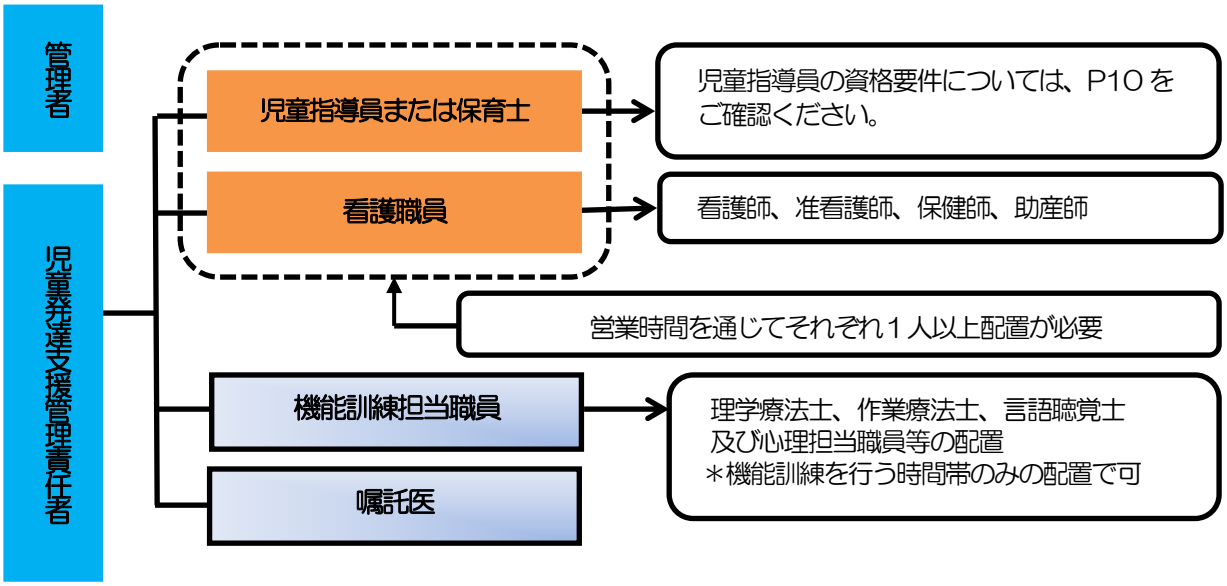
（平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ　vol.1　問 106）

Ⅶ　制度解説資料

1　従業員の配置について

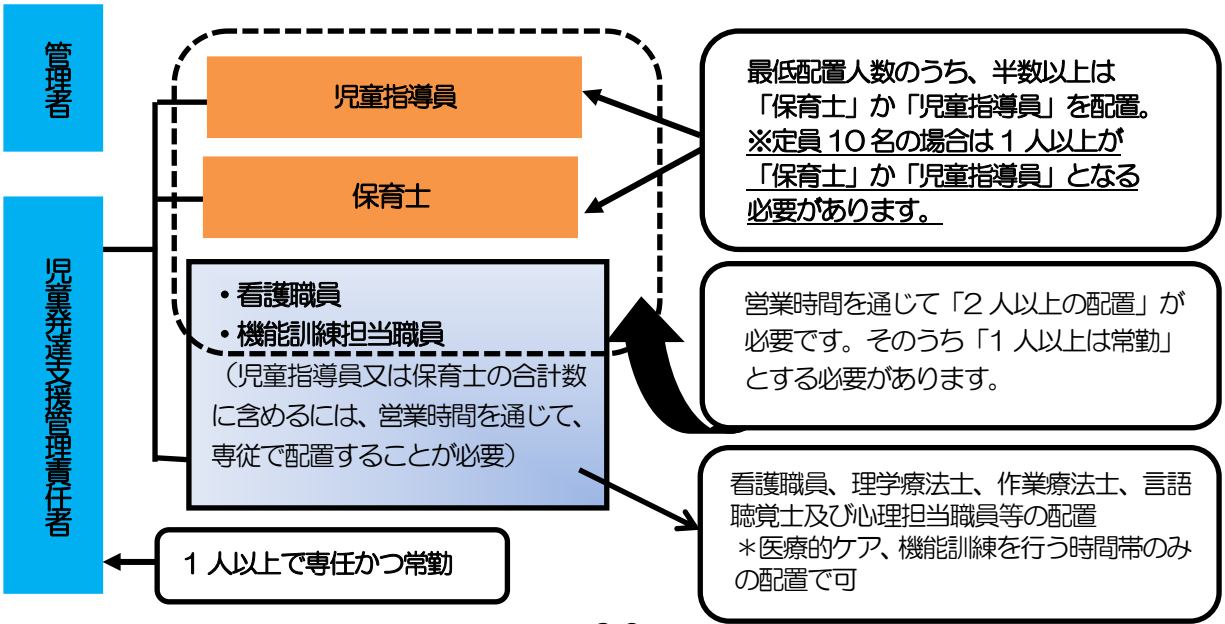


2　人員配置基準（重症心身障がい児対象）



3　人員配置基準（主に重症心身障がい児以外）

※定員 10 名の「児童発達支援」「放課後等デイサービス」の場合です。



営業時間8時間・週5日営業の場合

★従業者の人員配置について（児発・放デイ）　≪例１≫（対象：**主に重心以外**）
（下記の共通の条件：定員 10 名、営業日：**月～金**、営業時間：**8時間**
以下は、人員配置例を「従業員の勤務形態一覧表」に記載した場合の例示です。
（他の人員配置基準で必要な、管理者・児童発達支援管理責任者は
記載を省略しています。）

A：常勤専従　B：常勤兼務
C：非常勤専従　D：非常勤兼務

例①　（人員配置基準を満たす場合）
常勤 保育士　＋　非常勤(4h)　児童指導員　＋　非常勤(4h) 児童指導員

職種	勤務形態	月	火	水	木	金	土	日	週の勤務時間	4週の勤務時間
保育士	A	8	8	8	8	8	—	—	40	160
児童指導員	C	4	4	4	4	4	—	—	20	80
児童指導員	C	4	4	4	4	4	—	—	20	80

例②（人員配置基準を満たす場合）
常勤　児童指導員　＋　非常勤(8h) 保育士　＋　非常勤(8h) 保育士

職種	勤務形態	月	火	水	木	金	土	日	週の勤務時間	4週の勤務時間
児童指導員	A	8	8	8	8	8	—	—	40	160
保育士	C		8		8		—	—	16	64
保育士	C	8		8		8	—	—	24	96

例③（人員配置基準を満たしていない場合）
常勤 児童指導員　＋　常勤 その他の従業者

職種	勤務形態	月	火	水	木	金	土	日	週の勤務時間	4週の勤務時間
児童指導員	A	8	8	8	8	8	—	—	40	160
その他の従業者	A	8	8	8	8	8	—	—	40	160

有資格者を２人配置できていません。

例④（人員配置基準を満たしていない場合）
非常勤(7h) 児童指導員　＋　常勤 保育士

職種	勤務形態	月	火	水	木	金	土	日	週の勤務時間	4週の勤務時間
保育士	A	8	8	8	8	8	—	—	40	160
児童指導員	C	7	7	7	7	7	—	—	35	140

営業時間を通じて２人配置できていません。

営業時間・サービス提供時間８時間・週６日営業の場合

★従業者の人員配置について（児発・放デイ）　≪例２≫

（下記の共通の条件：定員１０名、営業日：**月～土**、営業時間：**８時間**
（対象：**主に重心以外**））

以下は、人員配置例を「従業員の勤務形態一覧表」に記載した場合の例示です。
（他の人員配置基準で必要な、管理者・児童発達支援管理責任者は
記載を省略しています。）

Ａ：常勤専従　　Ｂ：常勤兼務
Ｃ：非常勤専従　Ｄ：非常勤兼務

例①　　（人員配置基準を満たす場合）
常勤 保育士　＋　常勤 児童指導員　＋　非常勤(8or4ｈ) 児童指導員

職種	勤務形態	月	火	水	木	金	土	日	週の勤務時間	４週の勤務時間
保育士	A		8	8	8	8	8	―	40	160
児童指導員（Z）	B	8		8	8	7	7	―	38	152
児童指導員（Y）	C	8	8			4	4	―	24	96
運転手（Z）	B					1	1	―	2	8

全営業日について、営業時間を通じて有資格者が２人配置されているため、人員配置基準を満たしています。

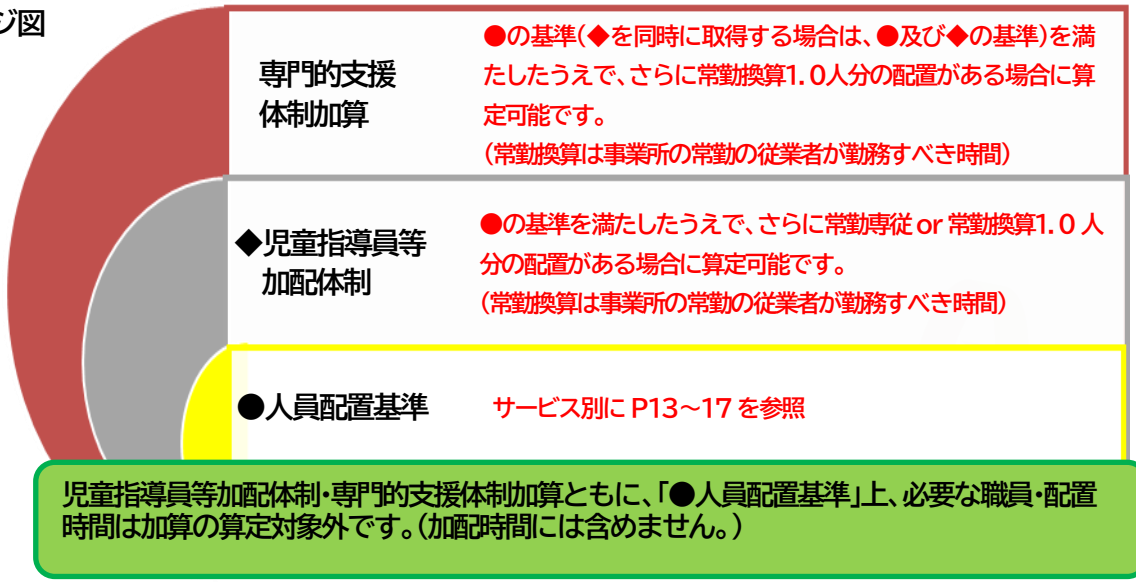
例②　（人員配置基準を満たしていない場合）
常勤 児童指導員　＋非常勤 保育士　＋　非常勤 保育士　＋　非常勤 児童指導員

職種	勤務形態	月	火	水	木	金	土	日	週の勤務時間	４週の勤務時間
児童指導員	A	8	8		8	8	8	―	40	160
保育士	C	8	8	2				―	１６	32
保育士	C			4		8		―	１２	96
児童指導員	C			8	8		8	―	24	96

全営業日について、２人配置されていますが、水曜日は、営業時間を通じて有資格者が２人配置されていないため、人員配置基準を満たしていません。（有資格者の配置が２時間足りていない。）

４　人員配置に関する加算について

◆ イメージ図



◆ **児童指導員等加配加算の対象**となる常勤の加配対象職員（理学療法士・保育士・児童指導員等）の**法令で定める週休日（有給休暇日）**について

→児童指導員等加配加算の算定に係る対象職員のうち、常勤職員が法令で定める週休日（有給休暇日）の場合は、当該日を不在として扱いません。（1週間を通じて常勤換算で1人以上の配置がされている場合は、児童指導員等加配加算を各日の請求において（不在日であっても）算定可能とします。）
ただし、児童指導員等加配加算の対象である非常勤職員の法令で定める週休日（有給休暇日）の場合は、不在と扱いますので、ご注意ください。（常勤換算として計上不可）

例：「児童指導員等加配体制　常勤専従（経験5年未満）」を満たす場合
（下記の共通の条件：定員 10 名、営業時間7時間・週6日営業（対象：主に重心以外））

A:常勤専従
B:常勤兼務
C:非常勤専従
D:非常勤兼務

土曜日が非常勤職員のみの配置だが、常勤者の週休日のため、非常勤職員のみでも可
（営業時間7時間×2名を満たしている。）

	職種	勤務形態	月	火	水	木	金	土	日	週の勤務時間	4週の勤務時間
最低基準	管理者兼児発管	B	8	8	8	8	8		—	40	160
	保育士	A	8	8	8	8	8		—	40	160
	児童指導員	C	7		7		7	7	—	28	112
	児童指導員	C		7		7		7	—	21	84
	児童指導員	A	8	8		8	8	8	—	40	160

最低人員配置基準以外で常勤（40 時間／週）専従1名を配置しているので、児童指導員等加配体制の「常勤専従（経験5年未満）」を算定できる。（水曜日は加配対象の児童指導員が配置されていないが、**加算対象の常勤者の週休日については加配の算定可**）

◆ 加算別（区分別）の対象者等について

（1） 児童指導員等加配体制

算定区分	対象者・実務経験要件
常勤専従(経験５年以上)	【対象者】 ①理学療法士 ・ 作業療法士 ・ 言語聴覚士 ・ 心理担当職員（P11 参照）・児童指導員・保育士 ② 下記のいずれかの研修を修了した従業者 ・ 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修） ・ 重度訪問介護従事者養成研修（行動障害支援課程の修了に限る） ・ 行動援護従事者養成研修 ③ 手話通訳士及び手話通訳者 ④ 特別支援学校免許取得者 ⑤ 国立障害者リハビリテーションセンターの視覚障害学科を修了した者（又はこれに準ずる研修を修了した者） （注） 上記②～⑤の職員は、基準人員として配置することはできません。（加配加算の対象者には含めることはできます。） 【実務経験要件】 児童福祉事業（P10 に加え、幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育を含む）に従事した経験年数５年（９００日）以上が必要です。（実務経験証明書の提出要） なお、 本加算における経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限りません。 令和６年度障害福祉サービス等報酬改定等（障害児支援）に関するQ&Avol.問 13
常勤専従(経験５年未満)	【対象者】上記①～⑤ 【実務経験要件】なし
常勤換算(経験５年以上)	【対象者】上記①～⑤ 【実務経験要件】「６． 常勤専従(経験５年以上)」の実務経験要件と同様
常勤換算(経験５年未満)	【対象者】上記①～⑤ 【実務経験要件】なし
その他の従業者	・ 看護職員 ・ その他の従業者（※）

（※）「その他の従業者」などの直接処遇職員（事務員などは除く）

（2） 専門的支援体制加算

対象者
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（P１５参照）、５年以上実務経験のある保育士（▲）、５年以上実務経験のある児童指導員（▲）

（▲） 保育士又は児童指導員の資格を取得してから５年（９００日）以上の児童福祉事業（P10）の実務経験が必要です。（実務経験証明書の提出要）

※実務経験の年数の数え方や実務経験の対象範囲が児童指導員等加配加算と異なりますので注意してください。

（3） 福祉専門職員配置等加算

算定区分	対象者
Ⅰ	・ **社会福祉士** ・ **介護福祉士** ・ **精神保健福祉士** ・ **公認心理師** 左記の資格を持つ、常勤の児童指導員(保育士･臨床心理士は含みません)
Ⅱ	
Ⅲ	・ **児童指導員** ・ **保育士**

※ 基準上必要な従業者のみを対象としているため、「その他の従業者」は対象外となります。

※ 多機能型事業所（障がい児通所・障がい福祉サービス含む）の場合は、事業所全体で配置割合等の計算を行う必要があります。（平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係るQ&A（Vol.2）問１－１）

◆　報酬区分・看護職員加配加算・医療的ケア児の基本報酬区分について

★　児童発達支援（未就学児等支援区分）

区分１	未就学児の延べ利用人数を全障がい児の延べ利用人数で除して得た数が**70%以上**
区分２	未就学児の延べ利用人数を全障がい児の延べ利用人数で除して得た数が**70%未満**
非該当	児童発達支援センター、主として重症心身障がい児（重心）を対象とする事業所

※　児童発達支援における**未就学児以外の児童とは、高校に進学していない・高校を中退した障がい児など、**学校や専修学校等に就学しておらず、放課後等デイサービスの対象にならないため、児童発達支援を利用している児童等です。

※　算定方法

毎年４月に（前年度４月１日～翌年３月31 日）の延べ利用人数により、全障がい児（多機能型事業所の場合は、児童発達支援を利用している児童のみ）に占める未就学児（上記※以外の児童）の割合を算出し、当該年度の報酬区分を算定します。（年度途中の見直し不可）

※　新設事業所（前年度における実績が１年未満の事業所）における取扱い

≪新設から３月未満の間（新規指定時）≫　体制届提出までの在籍者数（契約者数）に占める未就学児の割合で算定します。

≪新設から3月以上１年未満の間≫ 新設の時点から3月における延べ利用児童数により報酬区分を算定し、区分変更となる場合は、翌月１５日までに変更届を提出すると、当月のサービス提供分から算定可能です。

★　看護職員加配加算（主たる対象が重症心身障がい児（重心）の事業所）

本加算は毎年度、前年度(毎年４月１日に始まり翌年３月31 日をもって終わる年度とする。)の医療的ケア児の利用日数と医療的ケアスコアを用いて判定し、届出することとされています。

加算区分の変更等に関わらず、加算を算定している事業所は、毎年度判定結果に基づく区分を届出てください。

【新設、増改築等事業所の場合（既存の事業所であって直近１か年に当該加算を算定していない事業所を含む）】

- 新設、増改築等の時点から３か月未満の間：体制届の提出までの間に在籍する医療的ケア児(契約者）のスコア合計により判断
- 新設又は増改築の時点から３か月以上１年未満の間：３か月間における医療的ケア児のスコア合計により判断
- 新設又は増改築の時点から１年以上経過後：直近１年間における医療的ケア児のスコア合計により判断

★　医療的ケア児の基本報酬区分の創設について

令和３年度障害福祉サービス等報酬改定において、医療的ケア児に対する支援の充実を図るため、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、医療的ケア児に対して、**必要な数の看護職員を配置して医療的ケアを提供した場合に、当該医療的ケア児の医療的ケアスコアに応じた区分の基本報酬が算定できるよう区分が創設されました。**

算定する場合は、前月 15 日【消印有効】までの届出が必要です。（翌月１日より適用可）